

# 商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 元吉 俊博

## 1 日 時

平成28年4月15日（金） 午後2時01分から  
午後4時41分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

元吉俊博、衛藤博昭、油布勝秀、田中利明、羽野武男、原田孝司、久原和弘

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

志村学、大友栄二、吉富英三郎、森誠一

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 西山英将、労働委員会事務局長 太田尚人、企業局長 日高雅近  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 県計画等の策定・変更スケジュールについて及び県制度資金に係る保証承諾実績について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査を5月9日、10日、18日、26日、27日、6月2日及び3日に実施することを決定した。
- (4) 県外所管事務調査を8月1日から3日に実施することを決定した。
- (5) 参考人の招致について協議した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎  
議事課議事調整班 主幹 堺田健

# 商工労働企業委員会次第

日時：平成28年4月15日（金）14：00～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 労働委員会関係

14：00～14：30

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

## 3 企業局関係

14：30～15：00

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (2) その他

## 4 商工労働部関係

15：00～16：40

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
  - ② 県制度資金に係る保証承諾実績について
- (3) その他

## 5 協議事項

16：40～16：45

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**元吉委員長** これより、委員会を開きます。

日程に入るに先立ち、昨日、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生により、9名の方が亡くなり、また8名の方が心肺停止と、まだまだ被害も大きくなるのかなという中でございまして、犠牲となられました方々に対し、黙祷をささげたいと思います。

全員、ご起立を願います。

〔全員起立〕

**元吉委員長** 黙祷。

〔黙祷〕

**元吉委員長** 黙祷を終わります。

ご着席願います。

〔全員着席〕

**元吉委員長** それでは、説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**元吉委員長** それでは早速でございますけども、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**元吉委員長** なお、このほかに羽野委員が本委員会に所属しておりますが、本日は所用のため、少しおくれるということで委員会を進めさせていただきたいと思います。

また本日は、委員外議員として、志村議員、大友議員、吉富議員、森議員が出席されておりますので、よろしく申し上げます。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

議事課の堺田君です。（起立挨拶）

引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

〔太田労働委員会事務局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**元吉委員長** 労働委員会関係の審査に入る前に、委員の皆様は委員外議員の発言についてお諮りいたします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆様から特にご異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては、委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては委員長にご一任させていただきます。

次に、委員外議員の皆様に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後挙手をし、私から指名を受けた後、ご発言をお願いします。

なお、進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめご了解願います。

それでは、労働委員会の平成28年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**太田労働委員会事務局長** それでは、労働委員会の概要について、ご説明申し上げます。

お手元にお配りしております委員会資料の1ページをごらんください。

まず、1の組織についてですが、労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法及び地方自治法に基づき設置された独立行政委員会でございます。

委員は、公益委員、労働者委員、使用者委員の3者からなり、政令により、それぞれ5名の計15名で構成されております。任期は2年でございます。委員名簿につきましては、次の2ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、1ページに戻りまして、1組織の(2)事務局でございますけれども、調整審査課調整審査班の1課1班体制で、職員は事務局長以下8名でございます。

次に2の分掌事務についてでございますけれども、(1)の不当労働行為の審査に関することから、(7)までに記載をしております事務を担当いたしております。

次に3ページをお開き願います。

3の委員会活動ですが、(1)審査・調整等の中に、①の不当労働行為事件の審査がございます。これは労働組合または労働者からの救済の申立てにより、使用者が労働組合法で禁止されている不利益取扱や団交拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを審査し、命令を出したり、和解の勧奨を行うものでございます。この手続は通常、公益委員2名が審査委員として審査し、労働者委員2名、使用者委員2名は参与委員として手続に参加をすることとなっております。

次の②の集団的労使紛争のあっせんでございますけれども、これは労働組合と使用者との間で労働条件等に関する紛争が発生し、自主的な解決が困難な場合、労使いずれか一方または双方からの申請に応じて、労使の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るもので、公益委員、労働者委員、使用者委員各1名、計3名のあっせん員で行っております。

次の③の個別労働関係紛争のあっせんでございます。これは個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関する紛争をあっせんすることにより解決するもので、手続等は②の集団的労使紛争のあっせんと同様でございます。

次に④の労働組合資格審査でございます。これは労働組合が不当労働行為の救済を受けようとする場合、もしくは労働組合の法人登記または労働委員会の労働者委員の推薦を行う場合に必要の手続でございます。労働組合法の規定に適合する組合であるかどうかの審査するものでございます。

次に(2)の定例総会ですが、これは委員全員で不当労働行為事件やあっせんの処理などについての検討を行うほか、県労働委員会規則の制定・改廃等の審議や事例研究会

等を行っています。原則として、毎月第2、第4火曜日に行っておりまして、年22回開催しております。

次に4の年別事件等取扱状況でございます。表中の平成27年の新規の事件は、不当労働行為事件1件、集団的労使紛争4件、個別労働関係紛争1件、労働組合の資格審査3件となっております。不当労働行為事件で申立てのあった救済の内容としましては、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び差別が是正されるまでの間、賃金相当額を支払わなければならない、以上についてのポスト・ノーティスいわゆる謝罪文掲示を求めているものでございます。

また、集団的労使紛争の4件については、1つは組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪を求めるもの、もう1つはパワハラによる損害賠償を求めるもの、もう1つは他の従業員と同等の仕事量及び賃金水準を求めるもの、もう1つは団交促進及び解雇の撤回を求めるものとなっております。

また、個別労働関係紛争についてですが、これは試験的任用者の本採用取り消しの撤回を求めたものでございます。個々具体的な案件については、裁判所の手続に準じて、準司法的手続により、紛争の解決に努めているところでございます。

次に5の労働相談業務でございます。

労働委員会では年間を通じて労働相談を受けてしておりますけれども、特に労働相談を集中的に受ける労働相談週間を2月と10月に年2回実施しております。この期間中は夜間や土曜、日曜も相談を受け付けております。27年の労働相談件数を相談者別に見ますと、労働者が150人、使用者が8人の計158人から相談を受けております。

表の右側の相談内容別で見ますと、団体交渉に関するものが12件、経営・人事に関するものが60件で、これは、解雇、配置転換、退職などに関するものでございます。賃金等の62件は、これは賃金未払いや減額、退職金などに関するものでございます。労働条件に関するものは55件で、これは労働保険、労働時間、年次有給休暇などがあります。その他が62件でございますけれども、パワハラ、セクハラなど、主に職場の人間関係に関することなどであり、合計251件となっております。

続きまして、資料の4ページをごらんください。

6の平成28年度当初予算ですけれども、委員会費の1,365万5千円、事務局費8,314万5千円で、合計は9,680万円でございます。このうち、委員会費の内訳ですが、委員報酬が941万8千円で、これは委員15人分の報酬でございます。報酬額は、1番右の説明欄に記載しておりますとおり、会長が日額3万円、その他の委員は2万4,600円となっております。

次に運営費423万7千円でございますが、これは不当労働行為事件の審査、労働争議の調整や個別労働関係紛争のあっせん、定例総会や各種会議への出席など、委員の活動に要する経費でございます。

次に、事務局費でございますが、事務局職員の人件費と運営費でございます。

また、お手元に平成27年版の大分県労働委員会会報をお配りしておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりましたが、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**原田委員** 大変ご苦勞さまです。今、事務局言われましたように、多くの労働をめぐるトラブル、紛争というのがあるやに聞いているんですけど、裁判するとお金も時間もかかりますし、その中でやっぱり労働委員会の役割というのは本当に大切だなというふうに思っているんですけど、この会報の16ページの中に、いつもこの会報は見させていただいているんですけど、毎年のようにやっぱりかなりの数、調整の打ち切りというのが出ています。これについてどんな現象なのか、ちょっとお話しいただければと思います。

**太田労働委員会事務局長** 打ち切りの案件でございますけれども、具体的に申し上げますと、ちょうどその次の17ページに具体的な案件が出てまいりますけれども、去年も団体のあっせん関係が4件ございましたけれども、この2番目、第2号のほうが結果的に打ち切りになっております。これは、パワハラについての損害賠償を請求するものでございます。あっせん員のほうで労使それぞれ交えてあっせんに努めていたわけでございますけれども、いわゆるパワハラの分については法律上の定義がしっかりしたものがあるわけではございません。言われているのは職務上の地位や人間関係など職場内での優位性を背景に、適正な業務の範囲を越えて精神的、身体的な苦痛を与えることと言われておりますけれども、具体の認定に当たって、損害賠償を請求するとなったら、まず、その労働者に不法行為を働いたとする人に対する不法行為の認定があります。また、その労働者の監督不行き届きということで、民法の使用人責任というのでも認定しないといけないということで、かなりハードルの高い案件であったので、この途中で謝罪とかあれば多分終結の見通しもあったんでしょうけれども、申立人があくまでも金銭的な解決を求めたことで打ち切りになったということでございます。

もう1つは3号の案件で、これも輸送関係、運送業の関係なんですけれども、これはこの会社のほうが大口の荷受人の委託業務が打ち切りになったということで、会社の経営状況が逼迫している中で、チャーター便業務から一般貨物業務への配置転換をされたために、業務ごとに賃金、繁忙の格差があるので、仕事量が減って賃金が下がったということで、この賃金補償、仕事量の確保を求めたわけなんですけれども、大口の顧客を失ったということから、会社側としてはなかなか金銭的な補償に応じられないということで、結果的にあっせん打ち切りということが生じたわけですので、委員の皆様方、非常に熱心にですね、労働者側、使用者側に働きかけてはやっておりますので、中にはこうした解決に至らない事案も出てくるかと思っておりますけれども、引き続きいろんな形で円滑な紛争の解決に努めていきたいと考えております。

**原田委員** 大変ご苦勞されていることはよくわかりましたし、法的な問題とか、労使それぞれの主張が違う部分もあって、なかなか大変なんだろうなというふうに感じました。

ただ、ちょっと、これは委員会においての提案なんですけど、こういった労使紛争で、僕のご存じのとおり労働組合出身ですけど、県内には、組合というのは何人かで普通つくりですけど、1人でも入れる組合の中でやっている組合もあるんですけど、そういった方々の、この労使紛争に関する話をですね、ぜひ参考人として1回聞いてみてはどうかとい

うことを提案したいと思っています。もちろん使用者側の団体の方々のご意見も聞ければ、それはそれで私、大変勉強になるんですけど、参考人という形で呼んで聞くのもどうかかなと思っていますので、委員長のほうでお諮り願えたらと思っています。

**元吉委員長** ただいま原田委員から提案ございましたが、皆様のご意見をお聞かせください。

**油布委員** まあ、僕はようわからんや。ようわからん。だから、今から勉強せんとな。きょう新たな問題で、来てもらって聞くのもいいやろうし、何かそういうきっかけの本でもいいし、何か勉強になるようなものがあつたらいいなと思って。

**元吉委員長** ほかにご意見ございますか。

**衛藤副委員長** やるんだつたら、やっぱり労使両方から呼んだほうがいいと思うんです。

**元吉委員長** どうでしょうか、そういう意見が出ましたが。

**油布委員** はい、いいですよ。

**元吉委員長** よろしいでしょうか。

**田中委員** ちょっと待って。そこの狙いはね、いろんな労働者側の主張、言い分を聞くということも大事なことで、使用者の方も大事やけど、それをもってしていわゆる労働委員会のあつせんとか争議のあつせんのところに関与するようなこっちゃ困るし、まあどういふかたちの客観性を作るかということも大事だと思っただんですけどね。勉強することはもちろんだけれども、それをもってして一方的な側だけの主張を聞いてさ、それお前悪いんじゃないか、あんたたち何しよんのかちゅう言い分では、ちょっと扱い方がおかしくなるからね、そこは十分慎重に期してやっていただけたらなと思っています。

**原田委員** いいですか。

**元吉委員長** はい、どうぞ。

**原田委員** まさにそのとおりだと思います。具体的に、例えば個別案件で話すと、やっぱりプライバシーの問題もありますし、それはできないと思いますが、傾向として知ることはできたかなというふうに思っています。

以上です。

**元吉委員長** それでは、どうしますかね。一応、委員長と副委員長と。

**油布委員** 任せます。

**元吉委員長** 今、発議者の原田委員とも方向性を、余り混乱が起きないような方向性で進めていきたい。それじゃまた、それは一任と思って、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかにご意見ございませんか。

**田中委員** それと、参考人制度をうまく使ってね、やっぱり労働争議の問題について、やっぱりどなたか経営者がおればちょっと話を聞いたりとか、逆に昔の労働争議と違って、新しい流れが来ると思うんですよ。そういう時代の流れを把握できる、大局観のある方々の専門的な話を聞いてもいいんじゃないかならうかと思っただけなので、それは委員長、副委員長でしっかり話をして、大いに参考人制度を使っただけきたいなと思っています。

**元吉委員長** はい、わかりました。それでは、そういう方向で検討させていただきたいと思っただけです。ほかにご意見ございませんか。

**久原委員** 今、労働委員会の8人、全員そろっちゃるな。それで、今まであんたたちは、

例えば労働組合の関係でいえば、県職員の労働組合というのがあるわな。あれが使用者側でいえば、知事以下こうある。で、どっちでもいいんやけどね、例えば労働組合の経験というか、執行委員とかを経験したことがある人はちょっと手挙げて。

〔挙手する者あり〕

**久原委員** 1人だけか。今度は使用者側に立ってした人というのはおるかな。

〔挙手する者あり〕

**久原委員** 1人ずつか。はい、わかりました。

**元吉委員長** いいですか。

**久原委員** うん、もう聞いただけやけん。

**元吉委員長** それでは、意見もないようですけど、最後に私から1つ。相談件数とあっせんに至った件数は4件ということで、非常に少ないといえ少いんですけど、あっせんに至らなかった案件というのはどういうふうな流れで、どう消えていくのかなというのをちょっと教えてもらいたいんですが。

**堤調整審査課課長補佐** 主に賃金の未払いとか、残業代の未払い等につきましては、労働基準法の所管の労働基準監督署のほうを紹介させていただくと。それから、パワハラ等につきましても、会社側への単に指導ということで済むような部分であれば、労働局さんのほうはその所管をしておりますので、その労働局さんのほうを紹介するというような形で、ほとんどこの部分が関係機関を紹介するアドバイスをさせていただくというような形で労働相談のほうを、相談者のほうに了解いただいております。そのうちで、解雇問題でそれぞれ解雇の理由だとかについて、解雇された労働者のほうが、理由がはっきりしないだとか、納得できないのでということのような、どちらかといえば法律上で指導ができるようではないような、それぞれがお話し合いをしていく、その種のものについて私ども労働委員会のあっせんを話し合いの取り持ちというように形でさせていただいているものですから、そういうものが私どものほうに申請として上がってくると、そういうふうな形の流れに相談についてはなっております。

以上です。

**元吉委員長** はい、わかりました。ありがとうございました。

**元吉委員長** それでは、ほかに質疑もないようですので、これを持ちまして平成28年度の行政組織及び重点施策事業等の説明を終わりたいと思います。

この際ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別がないようですので、これを持ちまして労働委員会関係を終わります。

執行部の皆さんは、ご苦労さまでした。

〔労働委員会事務局退室、企業局入室〕

**元吉委員長** これより企業局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕



**元吉委員長** それでは早速、委員の紹介をさせていただきます。

〔委員自己紹介〕

**元吉委員長** また、本日は、委員外議員として、志村議員、大友議員、吉富議員、森議員が出席されております。

次に、事務局職員を紹介いたします。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

議事課の堺田君です。（起立挨拶）

**元吉委員長** 引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔日高企業局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**元吉委員長** それでは、企業局関係の平成28年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**日高企業局長** この資料でお願いいたします。まず私の方から企業局の概要について、ご説明いたします。

お手元の企業局業務概要という冊子の1ページをお願いいたします。

(1)に記載しておりますとおり、企業局は大分県が経営する地方公営企業でございます。県の一般会計とは別に事業ごとに特別会計を設けて経理を行っております。

地方公営企業が行う事業には、水道事業や病院事業等がございますが、企業局では、本県の豊かな水を活かして、電気事業と工業用水道事業の2つの事業を実施しているところでございます。

(2)はこの地方公営企業の基本原則を記載しております。

地方公営企業は、県の一般行政と比べ、その経費が、それを利用する人の支払う料金によって賄われているところに大きな特徴があり、地方公営企業法に定められた企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進という経営の基本原則により運営を行っております。

次に、2ページをお開き願います。

企業局では、持続可能な経営基盤の確立を目的に、4年間を期間とする中期経営計画を策定し、外部の有識者からなる経営評価委員会から、計画の進捗状況等に対する評価をいただくことで、その実効性を高め、効果的な推進を図ることとしております。

(4)に記載しておりますとおり、現在、平成26年度から29年度までの4年間を計画期間とする第3期中期経営計画を策定し、各取り組みを進めているところであります。中間年に当たります平成27年度に一部見直しを行ったところでございます。

3ページにはその概要を記載しております。

以上で私からの説明は終わりますが、引き続き担当課長から各事業の概要等につきまして、説明させます。

**岡田総務課長** 続きまして、各事業の概要等について、ご説明いたします。

同じく、企業局業務概要の5ページから6ページにかけて折り込んでおります企業局の施設位置図をごらんください。

まず、電気事業は、図面中ほどの竹田市直入町にあります、緑色の台形で示しております芹川ダム及び右下の宮崎県との県境にあります北川ダムの2つの多目的ダムと、赤い印で表示しております13カ所の発電所によりまして電気を発電し、九州電力に売電してお

ります。

工業用水道事業については、後ほど、別の図面で説明いたします。

続きまして、7ページをお開き願います。組織についてでございます。

(1)のとおり、企業局は、本局の総務課、工務課と、発電・工業用水道事業を一元的に管理する総合管理センターで組織しております。なお、所属別の職員数の内訳は、下段の(2)に記載のとおりでございます。

次に、平成28年度の当初予算につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

まず、電気事業の収益的収支でございますが、平成28年度当初予算額(A)の縦列でございますが、収益から費用を差し引いた1番下の欄の収支差額は、2億8,684万円の黒字を見込んでおります。

続きまして、14ページをお開き願います。

工業用水道事業の収益的収支でございますが、平成28年度当初予算額(A)の列で、1番下の欄の収支差額は、5億5,561万1千円の黒字を見込んでおります。

続きまして、19ページをお開き願います。

(1)の電気事業の概要についてご説明いたします。

電気事業では、単に電気を発電するだけでなく、芹川ダムや北川ダムの多目的ダムにおける洪水調節などの治水業務、また、別府市上水道への原水の供給、さらには各土地改良区等への農業用水の供給など、他の事業者と連携して公共の福祉の増進を図っているところでございます。

22ページからは、電気事業の施設の概要についての資料、写真を掲載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、37ページをお開き願います。

九州電力への販売電力料金につきましては、原則として2年ごとに九州電力と契約更改を行っております。平成28、29年度の料金は、表の1番下の段の右側の欄に記載しておりますとおり、2カ年の平均で1キロワットアワー当たり8円58銭となっております。

続きまして、工業用水道事業についてご説明いたします。

1番最後の45ページから46ページにかけて折り込んでおります、工業用水道布設概要図をお開き願います。

図の1番下の国道10号の大野川白滝橋上流の白滝取水口から水を取水しまして、すぐ左の判田浄水場、また、その右上、乙津川との分岐点にあります大津留浄水場で浄水した工業用水を、青色の線で示しました各管路によりまして、四角で囲んでおります新日鐵住金などの企業群に供給しております。なお、現在給水セキュリティーの向上を図るため、給水ネットワーク再構築事業に取り組んでいるところでございます。

恐れ入りますが、39ページにお戻り願います。

工業用水道事業の概要です。上の表の1番下の欄に記載しておりますとおり、各企業との契約水量は、一日当たり55万2,650立方メートルで、給水事業所数は42社となっております。

また、水道料金につきましては、その下の(2)の表のとおりでございますが、基本料金につきましては、企業が実使用量の多寡にかかわらず、契約水量の全量を買取ること

となる責任水量制を採用しております。

次に42ページですが、42ページからは工業用水道事業の施設の概要についての資料を掲載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

**長井工務課長** それでは続きまして、平成28年度の重点事業について、ご説明いたします。申しわけございませんが13ページにお戻りください。

主要事業の概要のページになります。まず、電気事業の重点事業につきまして、ご説明いたします。

1 地震対策の計画的実施でございますが、地震による建造物の被害防止のため、耐震診断、設計、工事を行うものであり、本年度は老朽化した百枝堰排砂ゲートの更新工事詳細設計の中で耐震設計を行うものでございます。また、大野川発電所リニューアルにおける土木・建築他詳細設計の中で上部水槽等の耐震診断及び設計を行うものでございます。

次の2発電所リニューアルに向けた準備では、昭和27年に竣工した大野川発電所について、平成32年度末を目途にリニューアルを行うこととしており、本年度は水車発電機他更新工事の発注などを行うこととしております。また、別府発電所につきましてもリニューアルに向け改修の概略検討を行うこととしております。

次の3発電所のオーバーホール工事でございますが、北川発電所水車発電機及び下赤発電所水車発電機のオーバーホール工事等を行うこととしております。

以上が電気事業の重点事業でございます。

続きまして、工業用水道事業の重点事業につきまして、ご説明いたします。16ページをお開き願います。

1 地震津波対策の計画的実施でございますが、地震による建造物の被害防止を図るため、耐震診断、設計、工事を実施するものであり、本年度は、導水設備及び取水設備の耐震診断や耐震設計などを予定しております。また、地震により管路が被害を受けた場合を想定して、早期復旧に必要な補修資材の備蓄や、備蓄資材を保管するための備蓄倉庫建設を行うこととしております。

次の2給水ネットワーク再構築事業の計画的実施では、平成29年4月からの運用開始に向け、ごらんのような工事を実施する予定としております。

以上が工業用水道事業の重点事業でございます。

以上で、平成28年度の行政組織及び重点事業等についての説明を終わります。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**油布委員** 4月から電力が自由化になった関係で、今、九電か何かに売りよるでしょう。単価が安くなるんじゃないですか。どうですか。そこら辺ちょっと聞きたいんですけど。

**岡田総務課長** 今回の規制改革で、県企業局も今までの卸売業者から電気事業者というふうになりまして、従来の総括原価方式というのは、基本的にはもうなくなったわけなんですけれども、九州電力との交渉では、一応従来の方式を踏まえた交渉を行って、それを踏まえた単価が認められております。結果的に、単価としては表のとおり前回よりも若干上回ったような単価になっております。

**油布委員** 高くなったの。

**岡田総務課長** はい。

**油布委員** 安くなるということは全然考えてないのか、それともう1点、九電じゃなくてほかのところからの誘いとかないですか。

**日高企業局長** 確かに総括原価方式というのがなくなりまして、一般競争入札という形での電力ということも考えられます。一般競争入札の電力という形になりますと、今確かに下がって、原油安によって相当下がっている中でどういうふうに見るかというような形があります。

もう1つ、私どもが平成37年度まで実は九電と契約を今しております。この契約をしておりますから、これを途中で解約するという形になりますと、この解約に伴う補償金を九電側から請求されるということが考えられるということもあって、そういうことを考えて、今のところは九電との契約を持続する形のほうが安定的に利益が得られるという形で、そういう選択を28、29年度はしております。

**油布委員** わかりました。いいです。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

**原田委員** 大野川発電所の改修工事に伴って、先日の新聞で、改修後は再生可能エネルギー固定価格買取制度に提供するというふうにありましたけど、その説明をちょっとお願いいたします。

**長井工務課長** 大野川発電所につきましては、今、出力が約1万キロワットですけど、この出力については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象になりまして、単価は今のところ24円ということで認められておりますので、これの単価で売電するというふうな計画をしております。

この24円につきましては、既に設備認定を取っておりますので、今のところこの24円という単価が決まっております。

**原田委員** 聞きたいのは、今までやっていたのを変えたら全て新しい固定価格買取制度にのっとるようになるんでしょうか。

**長井工務課長** もちろん基準がございまして、ほぼ全て更新をするというふうなところまで工事を行わなければ、新しい固定価格買取制度には適用できないということで、今回、大野川発電所につきましては、昭和井路土地改良区との共同設備になっておりまして、その導水の部分については、共同設備については改修しなくても固定価格買取制度の対象になるということで、今回更新しますのは、水圧鉄管から発電所の建屋——発電所の機器です、電気機械、それ一式更新することによってFITの価格が適用されるということになっております。

**原田委員** 済みません、じゃ例えば、今ある施設を全部やり直したら、全部新しい固定価格買取制度になっていくということも可能なわけですね。

**長井工務課長** はい、そういうことになります。物によるんですけど、今回のような大野川発電所のように導水路を共有しているものにつきましては、水圧鉄管から発電所までということになっておりますし、本来であれば取水設備から発電所までを更新するということが対象になるというのもございます。また、ちょっと単価は24円から14円下がるん

ですけど、既設の導水路を使用したまま発電所だけをつくり変えるというものでも、今回の固定価格買取制度に適用するものもございます。

**原田委員** 最後に1つ。という、例えば固定価格買取制度で単価が上がりますから、そういったことも考えながら、これからの改修計画も進めていくというふうにお考えなんですか。

**日高企業局長** 委員がおっしゃられたように、新しい制度が始まりまして、水力発電というのが相当老朽化してきていまして、これをどうしていくのかというのがあります。私も、耐用年数が来たものについては、やはりFITの制度が適用できるものはFITの制度を適用して更新していきたい。そうすることによって、今の水力発電を次の世代まで継承できると、そういうことがあります。だから、そういうこともにらみながら、資金運用はありますので、全体の資金計画を見て更新できるものはFITによって更新することを目標に置いた方針をつくっていかうというふうに思っております。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

**衛藤副委員長** さっきの油布委員の質問に関連するんですけども、試算結果は幾らぐらい違うというふうに出ているんでしょうか。違約金を払った場合の。

それともう1つ、概要の1ページの(1)の枠組み内に、発生電力を企業等に供給するとあるんですけど、企業以外はどういう所に供給されているか、教えていただけませんか。

1ページの(1)の四角の囲みの中、電気事業に地域開発の一環として発電所を建設し、その発生電力を企業等に供給すると。下の工業水道事業を見ると、企業にという形で使い分けられているんですけど、企業以外にどういうところに。

**日高企業局長** とりあえず先に違約金のほうの話をしていただきます。

違約金というのが現実にあったのは、東京都が入札に移行して違約金というのがございました。東京都の違約金の場合、13億円ちょっとというような高い違約金だったんですが、東京都に比べますと大分県の場合は発電量が東京よりも2倍あります、期間も2倍あります、という形になります。2掛け2で4倍ぐらいの違約金というのが想定される金額かなというのが1つあります。ですから、その金額を払ってでも新しい制度に入札に移行して利益が得られるものかどうかというようなことを考えながら、いろんな考えをしてくるかなきゃいけなかったというようなことがございます。

そういったことを踏まえて考えたときに、今、総括原価方式でも利益を得る構造があるんですけども、その利益をより交渉によってさらにちょっと高めてもらうような交渉をしていくほうが、より効果的じゃないだろうかということでも考えたところです。実際入札をしてみないとわからないところはありますので、その部分の資産額を幾らというのはちょっと言いにくいんですけども、違約金についてはそういうことが考えられるということがあります。

**衛藤副委員長** 問い合わせもしていないというのは、ちょっと違和感を感じるんです。具体的な推計で今出されているじゃないですか、違約金を。推計として出されているわけですよ、東京都をベースに。そこにちょっと違和感を感じるんですが。

**日高企業局長** 違約金の額を幾らにするかというのは、なかなかそう簡単に九電に問い合わせても答えてくれる話ではないですね。

東京都の例で言いますと、違約金の額というのはもっと、電力会社側からすごく高い額を言われております。それで、最終的に協議、裁判所の提示額によって決まった額がその額でございますので、実際にはそれを幾らというのは、交渉の中ではっきり示したということではありません。

**岡田総務課長** 実際に今、供給しているのは全部企業なんですけれども、供給先に九電さんがありまして、九電からは工場、あるいは一般家庭とか含めて幅広く供給されておりますので、その辺も含めて等としているところでございます。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 委員外議員の方ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** よろしいですか。それでは質疑もないようですので、これをもちまして平成28年度行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

**元吉委員長** この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

別にないようですので、これをもちまして、企業局関係を終わります。

執行部の皆さん、ご苦労さまでございました。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

**元吉委員長** これより商工労働部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私から挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**元吉委員長** それでは早速、委員の紹介をさせていただきます。

〔委員自己紹介〕

**元吉委員長** また、本日は委員外議員として、志村議員、大友議員、吉富議員、森議員が出席されております。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の秋本君です。（起立挨拶）

議事課の堺田君です。（起立挨拶）

**元吉委員長** 引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

〔西山商工労働部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**元吉委員長** それでは、商工労働部関係の平成28年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**西山商工労働部長** 商工労働部の行政組織及び重点事業等について、ご説明申し上げます。

お手元の商工労働企業委員会資料の1ページをお開きください。

商工労働部の組織についてご説明いたします。商工労働部は、商工労働企画課を初めとする7課1室、産業科学技術センターを初めとする6地方機関で構成されています。職員数は、本庁160人、地方機関125人の合計285人です。

本年度の組織改正では、クリエイティブ産業の創出など商品・サービスの高付加価値化による中小企業支援を強化するため、経営金融支援室を経営創造・金融課に改編いたしました。

また、若年者就業支援や70歳現役社会の実現等を図る雇用政策とワーク・ライフ・バランス等の労働政策を一体的に推進するため、労政福祉課と雇用・人材育成課を統合し、雇用労働政策課に再編いたしました。

さらに、民間の介護人材養成機関が充実してきたことを踏まえまして、竹工芸・訓練支援センターの介護サービス科を廃止いたしまして、竹工芸訓練センターに再編いたしました。

続いて、商工労働部の予算の概要についてご説明します。

資料の2ページをお願いします。まず、一般会計です。上の表の中ほど、商工労働部①をごらんください。

表の頭の左から2列目の平成28年度当初予算額（A）にありますとおり、人件費は21億8,813万1千円、事業費は451億3,566万7千円、計として、473億2,379万8千円となっております。

これを右隣の27年度7月現計予算額（B）の計、499億712万円と比較いたしますと、その右にありますように、25億8,332万2千円の減でございます。この主な要因は2つありまして、1つは中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金の減でございます。これは、貸付残高の減少に伴う預託額の減少によるものであります。要因の2つ目は国の緊急雇用対策関係事業が27年度末で終了したことに伴うものであります。

次に、真ん中の表をごらんください。

県の一般会計予算額に占める商工労働部予算額の構成比であります。

表題左から2番目平成28年度当初予算額の1番下にありますように7.8%となっております。

次に下の表（2）特別会計であります。

特別会計予算としまして、1段目の中小企業設備導入資金特別会計は4億6,238万1千円、その下の段の流通業務団地造成事業特別会計は7億8,992万9千円を計上しております。

3ページをお願いします。さきの27年度2月補正におきまして、国の地方創生加速化交付金を活用した事業を承認いただき、今年度の実施事業としております。商工労働部では記載しております9事業を実施し、魅力ある仕事の創出やU I Jターン就職を促進し、地方創生に取り組んでまいります。

続きまして、おおい産業活力創造戦略についてご説明いたします。

それでは、お手元にお配りしています概要版、パンフレットをお配りしております。これにてご説明させていただきます。

開いていただきまして、商工労働部では、本県の経済産業政策の方向性を具体的に明

示するものとして、おおいた産業活力創造戦略を毎年策定しています。12回目となる今回の戦略2016では、昨年10月に策定した大分県長期総合計画、安心・活力・発展プラン2015、そしてまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を踏まえまして、当面の課題である地方創生の実現に向け、新しい施策も織り込みながら、さまざまな角度から産業振興に取り組んでいくこととしております。

今回のサブタイトルは、「技術と人のオープンイノベーションおおいた」としております。サブタイトルには、戦略に記載した新しい事業展開を通して、県内企業の挑戦心を喚起したい、県外企業に大分でビジネスをやってみたいと思ってもらいたい、そんな思いを込めています。

中をお開きいただきますと、米印ですね、1番左側の全体図をごらんください。この戦略が3つの柱から成り立っておりますので、その柱に沿って説明させていただきます。

青色の第1の柱は産業集積の進化と企業立地の戦略的推進です。本県は、自動車や半導体などの産業集積を背景にしまして、先進技術を有する中小企業が数多く存在しています。こうした強みを生かして、取引の拡大や、新分野への挑戦を支援するほか、これまでも成果をあげてきた企業誘致について、新しい流れに対応し、企業の本社機能の移転など、より戦略的に進めていきます。また、今後成長が期待される医療機器関連産業や、製造業に占める割合の大きい食品産業、豊かな自然というアドバンテージを有するエネルギー産業など、これからの県経済を牽引する新産業の創出にも取り組んでまいります。

次に、黄色の第2の柱であります。中小企業の新たな活力創造と競争力の強化であります。地域経済を成長させ、地域の活力を維持していくためには、チャレンジ精神あふれる中小企業の存在が不可欠であります。おおいたスタートアップセンターを中心とした創業支援や経営革新、金融支援などの施策を引き続き充実させてまいります。また、商業・サービス業の振興に関しましては、商店街支援や県産品の販路拡大支援に加えて、宿泊業などの観光関連のサービス産業の生産性向上に向けた取り組みに着手します。このほか、豊かな感性や高い技術をもつクリエイターと県内企業の融合により、付加価値の高い商品やサービスの創出を目指すクリエイティブ産業にも新たに挑戦してまいります。

最後に緑色の第3の柱が人材の育成・確保と多様な担い手の活躍推進です。人口減少社会の到来に伴い、人材育成と人材確保の重要性はますます高まってまいります。本県ものづくり産業を支える技術人材の教育を一層充実させるとともに、産業人材の確保に向け、大学生等のUIJターン就職を促進するための取り組みを強化します。また、若年者、女性、中高年齢者に加え、さらに幅広い世代の活躍を推進するため、シニア雇用の啓発や仕事の開拓にも取り組んでまいります。

各柱の主な施策については、後ほど関係課室長からご説明いたしますが、商工労働部では、中小企業活性化条例の計画として位置づけている本戦略をもとに各種施策を実行し、持続的、安定的な成長を続ける大分県を目指していきたくと考えております。

以上で、私からの説明は終わります。各課・室の組織、重点事業及び予算につきましては、各課・室長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**武藤商工労働企画課長** 商工労働企画課についてご説明させていただきます。

まず、お手元の委員会資料の4ページをお開きください。



組織でございますが、総務班、企画管理班及び商工団体班で構成しております。部長、審議監を含めて職員数は20人でございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、次の資料5ページにある重点事項を中心に、先ほど部長からの説明で使いました、お手元カラー刷りの戦略のパンフレットですが、開いていただいて先ほどの1番左側、全体図を使いまして、あわせてご説明いたします。

なお、以下各課室の説明におきましては、全てこの全体図を使わせていただきますので、恐れ入りますが、お開きのままでお願いいたします。また、別冊の予算概要書もあわせて使わせていただきます。ご了承をお願いいたします。

まず、パンフレット全体図の1番下グレー部分ですが、戦略推進のための体制整備等の②支援機関の活用の1番上、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会についてです。

恐れ入ります、予算概要の12ページをお開きください。事業名欄の小規模事業支援事業費12億1,227万4千円でございます。

この事業は、小規模事業者の経営基盤の確立、技術改善などのために、商工会、商工会議所が地域の商工業者に対して、金融、税務、経理に係る相談・指導や経営革新、創業の支援などを行う経営改善普及事業などに要する経費を措置するものです。

また、事業概要欄の2つ目の丸印、事業費の(6)にあります次世代地域活性化事業は、商工会・商工会議所が取り組む、地方創生に資するプランの募集や実践等を支援するものです。

以上でございます。

**佐藤経営創造・金融課長** 経営創造・金融課についてご説明させていただきます。

委員会資料の6ページをお開きください。

組織でございますが、経営革新班、経営創造班及び金融・再生支援班の3班で構成しており、職員数は15人でございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の7ページにある重点事項を中心に、戦略の柱に沿ってご説明します。

戦略の第2の柱、1の③の1番上、県制度資金による資金調達支援についてでありますけれども、予算概要のほうの18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページの事業名欄の中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金359億2,338万9千円は、各種の県制度資金の融資により、中小企業の円滑な資金繰りを図るものであります。

中小企業の資金需要に加え、今後の景気変動にも十分対応できるよう、資金繰り支援には引き続き万全を期す必要があることから、28年度の県制度資金の新規融資枠については、事業概要欄の表の1番下、計の右側にありますとおり、27年度と同額の700億円を確保しております。

また、事業の具体的内容は、貸付金の原資として左側にありますとおり、355億4,600万円を指定金融機関に預託するとともに、信用保証協会に対し、保証料引き下げによる減収分について、3億7,738万9千円を補助するものであります。

続きまして、戦略の第2の柱、1の①の1番上、創業支援の充実についてであります。

予算概要にお戻りいただきまして、22ページをお開きいただきたいと思います。事

業名欄上から2番目のおおいたスタートアップ支援事業費7,573万9千円は、創業の裾野拡大や成長志向の高い起業家の創出・育成を図るため、創業者の成長志向に応じた指導やフォローアップを行うものであります。

おおいたスタートアップセンターに4名のスタッフを配置いたしまして、市町村等とも連携しながら創業の裾野拡大のためのセミナーを行うとともに、成長志向起業家に対するビジネスプランの磨き上げ等を行います。また、事業を軌道に乗せるために必要な商品等の開発や改良、販路開拓等に要する経費の一部を助成するものであります。

続きまして、戦略の第2の柱、1の⑥クリエイティブ産業への挑戦についてご説明させていただきます。予算概要の20ページをお開きいただきたいと思います。

事業名欄上から2番目クリエイティブ産業創出事業費1,206万1千円でございます。企業とクリエイターとの連携を生み出す場づくり等を行い、付加価値の高い商品やサービスの創出に繋げ、中小企業の競争力強化を支援してまいります。事業概要欄の1つ目の丸印、クリエイティブ・プラットフォーム構築事業委託料は、ノウハウやネットワークを持つBEPPEU PROJECTに委託し、企業とクリエイター等との交流イベントやネットワークサイトの構築等を行うものです。その下のクリエイティブ産業創出研究会は、企業やクリエイター等をメンバーとする研究会において、企業におけるクリエイターの活用方法や今後の事業展開について検討を行うものであります。

次に、中小企業設備導入資金特別会計の予算について、主なものをご説明いたします。予算概要の82ページをお開きいただきたいと思います。

事業名欄1番上の高度化資金貸付金4,771万9千円は、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として、耐震性の高いガス管に取りかえる事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。次に、その下の償還金4,163万7千円、また、その下の繰出金3,483万5千円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金を、中小企業基盤整備機構と県との貸付時の負担割合に応じて、機構への償還及び一般会計への繰り出しを行うものであります。

以上でございます。

**工藤工業振興課長** 工業振興課についてご説明させていただきます。

委員会資料の8ページをお開きください。

組織でございます。管理・環境班、工業支援班、技術振興班及びエネルギー政策班の4班で構成されており、うち技術振興班は今年度より新設された班でございます。職員数は大分県産業創造機構への業務援助を含め、23人でございます。

次の資料9ページをごらんください。

当課が所管する地方機関の産業科学技術センターは、同じく大分県産業創造機構への業務援助を含め、職員数59名でございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の11ページにある重点事項を中心に、戦略の柱に沿ってご説明いたします。

戦略のほうは第1の柱、1の③の上から3番目でございますが、食品産業の振興についてでございます。予算概要書のほうは32ページをお開きください。事業名欄の1番上、食品産業成長促進事業費2,031万5千円です。

本事業は、食品産業を県経済の成長産業にするため、成長意欲のある食品加工企業などが参画するおおいた食品産業企業会の取り組みを支援するものでございます。具体的な取り組みとしましては、コーディネーターによる会員企業のマッチングや、情報提供の実施、首都圏での展示商談会等の販路開拓支援を行うほか、産業科学技術センターの中に食品オープンラボを設けておりまして、その活用による商品開発力の強化を支援いたします。あわせまして、取引拡大、製造レベル向上のためにHACCP構築講座を実施し、さらには、食品加工企業の新たな分野へのチャレンジとしまして、ハラル食品の認証支援を行います。

次に、第1の柱、2の①エネルギー関連産業の育成についてでございます。予算概要書の33ページをお開きください。事業名欄の上から2番目、エネルギー関連産業成長促進事業費4,360万2千円です。

この事業では、エネルギー産業企業会を通しまして、各エネルギー分野ごとに出口を見据えた、研究開発から販路開拓までの取り組みを支援しております。具体的な取り組み例としましては、地場企業が協同して開発した湯けむり発電や各種小水力発電システムの新規販路開拓の支援、電力小売の全面自由化を契機としましたホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の開発や実証事業などを支援します。

以上でございます。

**稲垣産業集積推進室長** 産業集積推進室についてご説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

組織でございますが、産業集積推進班及び新産業支援班の2班で構成しており、職員数は8人でございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の13ページにあります重点事項を中心に、戦略の柱に沿ってご説明いたします。戦略の第1の柱、1の①競争力のある戦略的産業集積の推進についてでございます。

予算概要書の35ページをお開き願います。

事業名欄の2番目、戦略産業成長分野参入支援事業費8千万円でございます。

この事業は、厚生労働省所管の戦略産業雇用創造プロジェクト事業の活用を予定しています。本県の戦略産業である自動車、半導体、医療機器、エネルギー関連産業にかかわる県内企業を対象といたしまして、その分野の専門的知識や技術を有する人材を雇用する際の人件費や研修費用、従業員を研究機関等に派遣する費用等を助成いたします。これにより、成長分野への参入と事業の拡大を後押しするとともに、半導体関連企業の再編等により流出するおそれのある技術人材の雇用につなげようとするものでございます。

続きまして、次の36ページをお願いいたします。事業名欄の上から2番目の自動車関連産業企業力向上事業費1,869万2千円でございます。

この事業は、大分県自動車関連企業会を推進母体といたしまして、県内企業の技術力向上や人材育成を行い、受注拡大を図るものでございます。事業概要欄の大分県自動車関連企業会負担金のうち、機能部品チャレンジ支援事業354万5千円は、九州域外から多く調達されている機能部品、電気自動車等次世代自動車や自動運転技術の開発に伴

って増加が見込まれます電子・電装部品への参入を促進するため、セミナーや部品メーカーの訪問を行うほか、ダイハツグループ九州開発センターの協力を得て具体的に受注のターゲット部品を研究することにより、提案型企業への成長を支援するものでございます。

また、その下の東九州地域自動車関連産業振興事業182万2千円は、東九州自動車道の開通を契機に、北九州市、宮崎県と連携しまして大規模展示会に共同出展し、企業情報を発信するほか、県域を越えた企業間連携による新規取引先の開拓を図るなど、東九州地域が連携して自動車産業の集積に取り組むものです。

以上でございます。

**工藤情報政策課長** 情報政策課についてご説明させていただきます。

委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

組織でございますが、産業情報化推進班、地域情報化推進班、電子自治体推進班、システム開発第一班及び第二班の5班で構成しており、職員数はハイパーネットワーク社会研究所への業務援助を含めまして、33人でございます。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の15ページにある重点事業の中から、戦略の柱に沿ってご説明いたします。

戦略第2の柱、1の⑤ICTを活用した産業育成についてでございます。

予算概要の49ページをお願いいたします。事業名欄上から2番目、ICT・データ利活用推進事業費992万4千円でございます。

この事業は、自社に蓄積されたデータをICTを活用して分析し、その結果をもとに、新サービスの創出や経営課題の解決に取り組む企業グループを数多く形成し、イノベーションの創出や生産性向上を図る企業を支援するものでございます。

昨年度は、データの利活用に前向きな県内中小企業121社、153名の経営者や幹部社員等を11のグループに分けまして、データ分析手法の基礎知識を習得する研修を実施いたしました。今年度は、個別の中小企業のイノベーション創出等を促進する実践段階として、データ分析のより高度な演習を行うレベルアップ研究や、ITを活用した経営計画の策定演習を行うイノベーション研究を実施いたします。

次に、3つの柱を下支えしています、戦略推進のための体制整備等の⑤電子自治体の推進についてでございます。

予算概要の46ページをお願いいたします。事業名欄の上から2番目、情報セキュリティ対策高度化事業費6,752万6千円でございます。

本事業は、国が示したガイドラインに沿って、セキュリティ装置の導入等を行い、県庁内の情報システムやネットワークのセキュリティレベルを高度化するものでございます。不正アクセスの早期発見や、被害の最小化のために、県庁内のネットワーク機器等の稼働状況やアクセス記録を収集して分析する装置や、ファイルを暗号化するソフトウェアを導入いたします。

また、近年多発しているサイバー攻撃の1つで、特定の組織内の情報を狙って行われる標的型攻撃に対応するため、職員が業務で利用するパソコンにおきまして、安全なインターネット利用環境を確保する装置を導入し、個人情報等の流出防止を図ってまいり

ます。

以上でございます。

**森山商業・サービス業振興課長** 商業・サービス業振興課について、ご説明いたします。

委員会資料の16ページをお開き願います。

組織でございますが、商業・サービス業支援班と物産・フラッグショップ振興班及び貿易振興班の3班で構成しており、職員数は16人です。このほか日中経済協会上海事務所には職員を1名駐在させており、職員数は合計17人です。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の17ページにある重点事項を中心に、戦略の柱に沿ってご説明します。

戦略の第2の柱、1の④商業・サービス業の振興です。

資料は委員会資料に戻っていただきまして、3ページをお開き願います。

地方創生加速化交付金活用事業の事業名欄1番目、サービス産業生産性向上支援事業3,296万7千円でございます。

サービス産業が県経済に占めるウエートが事業所数、従業者数、生産額などで高く、その一方で、労働生産性が低いといわれています。その中で、県外からの消費の取り込みの可能性、産業としての裾野の広さ、県経済への波及効果の大きさから、宿泊業を中心とした観光産業に焦点を当てまして、そのサービスプロセスの改善や高付加価値化を図るため、経営人材の意識啓発や育成、業務効率化の取り組みを支援してまいります。

戦略の第2の柱2の②県産品販路開拓・拡大です。資料は予算概要書の58ページをお開き願います。

事業名欄の1番上の東アジアビジネス推進事業費3,746万5千円でございます。

この事業は、上海事務所を通じて、中国を初め東アジア市場への県内企業のビジネス展開を支援するものでございます。また、中国やASEAN地域における県産品の販路開拓・拡大を図るため、海外での見本市への出展や現地の商社等と連携した販売の促進を行います。

以上でございます。

**河野企業立地推進課長** 企業立地推進課についてご説明させていただきます。

委員会資料の18ページをお開きください。

組織でございますが、企業誘致班及び立地基盤整備班の2班で構成をしております。

12人の課員と、東京事務所、大阪事務所並びに福岡事務所の担当職員と一体となって、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の19ページにある重点事項を中心に戦略の柱に沿ってご説明いたします。

第1の柱、1の②戦略的・効果的な企業誘致のさらなる推進でございます。予算概要の63ページをお開きください。流通拠点整備推進事業費1億6,627万4千円でございます。

この事業は、大分市佐野の大分流通業務団地への企業立地を促進するため、立地企業の投資に対し、その一部を補助するとともに、積極的な誘致活動を行うものです。

次に64ページをお開きください。事業名欄1番下の企業立地促進事業費6億8,3

95万7千円でございます。

この事業は、地域間競争が激化する企業誘致をより一層推進し、地域経済の活性化を図るため、誘致企業に対して、投資額と雇用人数に応じ、補助を行うものです。

続きまして、87ページをお開きください。流通業務団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。事業名欄の1番上、流通業務団地造成事業費7億5,911万9千円は、流通業務団地における安全・防災・環境対策などを行うとともに、起債償還のために減債基金への積み立てを行うものです。また、その下の公債費3,081万円は、起債借入金の利子の償還を行うものです。

今後も、企業の事業戦略を見きわめながら、引き続き自動車関連企業などの製造業へのアプローチを行うとともに、本県の進める地方創生の視点から、女性や若者、UIJターン者など、多様な人材の活躍の場となる、BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）やコールセンター、IT関連企業などの誘致を関係市町村と連携し、積極的に進めてまいります。

以上でございます。

**後藤雇用労働政策課長** 雇用労働政策課についてご説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

まず、組織でございますが、労政福祉班、労働相談・啓発班、職業能力開発班、雇用推進班及び若年者就業支援班の5班で構成しており、職員数は32人でございます。また、大分県労政・相談情報センターを設置いたしまして、労働相談の一元化により、専門的な相談内容に対応できる体制を整えております。地方機関につきましては、工科短期大学校並びに大分、佐伯、日田の3高等技術専門校及び竹工芸訓練センターの5機関で、職員数は66人です。

それでは、予算の主なものにつきまして、資料の21ページにある重点事項を中心に、戦略の柱に沿ってご説明します。

まず、第3の柱、2の①産業人材確保への支援についてです。

恐れ入ります。予算概要書の78ページをお開きください。事業名欄1番下、おおいた学生県内就職応援事業費789万8千円でございます。

この事業は、県内企業の人材確保を支援するため、大学生等の県内就職を促進する2つの制度を創設するものです。まず、ものづくり産業を支える中小製造業において、技術者を確保するため、奨学金返還支援制度を創設いたします。平成30年度の新規学卒就職者を対象に募集を開始し、就職直後の経済的に厳しい時期を支援することで、その後の職場定着も後押ししたいと考えています。2つ目は、大学等へ進学した県出身の学生や保護者に継続的な情報提供を行う、おおいた学生登録制度の創設です。スマートフォンで気軽に利用できるウェブマガジン等を活用し、若者を引きつける旬で元気な大分の話題を伝え、就職活動の時期には、県内企業等の採用情報や就活に役立つ情報を提供していきます。これら新たな制度に加えて、就活イベント等の各種事業を関連づけて効果的に実施し、県内企業が求める人材の確保と、企業の今後の発展を支える若者の活躍を支援してまいります。

次に、同じく第3の柱、2の⑤シニア雇用の推進についてです。

予算概要書の79ページをお開きください。事業名欄上から2番目、シニア雇用推進事業費1,005万8千円でございます。

社会の活力を維持・発展していくためには、事業の効率化や若年者、女性の労働力確保はもちろんのこと、年齢にかかわらず元気で働く意欲のある高齢者の活躍が必要と考えます。そこで、雇用環境が厳しい中高年齢者に対して、職業相談、職業紹介等により再就職を支援する大分県中高年齢者就業支援センターに、企業への高齢者雇用の意識啓発や、高齢者向け求人の開拓等を行うシニア雇用推進オフィスを新たに設け、企業に対する働きかけを拡充できるよう機能強化を図ります。

次に、同じく第3の柱、2の⑦安心・納得の職場環境支援についてです。

予算概要書を少し戻りまして、の71ページをお開きください。事業名欄1番上、働き方改革推進事業費758万6千円でございます。

共働き世帯や働きながら介護を担う人が増加している中、仕事と生活の両立環境を整備し、柔軟で多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスの推進が重要となっています。当事業では、人材活用・組織活性化につながる経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスを実践してもらうため、経営者等へ向けた事例集の配布や広報による意識改革を図るとともに、各企業で中心となって働き方改革に取り組むリーダーの養成やアドバイザー派遣などの支援を実施します。

以上でございます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

続けてやったので。ございませんか。

**衛藤副委員長** 2点ありまして、1点目が委員会資料の17ページと、もう1個、横に広げるやつの第2の柱の2番、海外市場の開拓のところなんですけど、基本的な支援の内容として、ビジネスマッチングなんか中心になっているんですけども、実際に海外で展開するとき、中小企業の規模だと問題になるのが、外国との契約締結であったり、現地法規の調査であったりと、そういったところが中小企業のマンパワーだとどうしても対応しきれないところがあると思います。

大分市なんかはこの辺の支援なんかを結構打ち出されていると思うんですけども、県としてこういった部分の法規であったり、契約であったり、そういったものの支援というのはどのようにお考えなんでしょうか。それが1点。

もう1つが、予算概要の34ページ、東九州メディカルバレー構想を初めとした医療機器産業の拡大についてです。

医療機器産業、以前にお話をお伺いした産業規模自体は順調に伸びていると。ただ、その中でまだ地場企業の比率が数%ということで、非常に低い水準にあるというお話だったんですが、この地場企業、今うまくいかない課題というのがどこにあるのか。そして、これからどうやって伸ばしていこうとされているのか、この2点について教えていただければと思います。

**森山商業・サービス業振興課長** 中小企業の海外への進出ということで、特に委員ご指摘のとおり、海外の企業との契約、語学の部分ですね、そういった部分での足りない部

分というのが確かにあります。

中小企業が直接海外に乗り出すという部分だと、中小企業には語学力を有する営業マン、そういったものが少ないので、そこは外部リソースを活用しようということで、国内で中国とか台湾とか海外との取引をしている商社、そこを間に挟んで契約していこうと。実際に契約に必要な手続面での支援というのは、JETROの支援制度等を活用しながら、中小企業の足りないリソースを外部のリソースを活用しながら進めていくというやり方で今進めているということです。

以上です。

**稲垣産業集積推進室長** 医療機器産業への地場企業の進出があんまり多くないというご指摘でございます。

県内の地場企業が医療機器産業に参入するに当たって、どうしてもそういったことに取り組むリソースが不足しているといった点が1つあるかと思います。また、参入に当たっての障壁ですね、薬事規制等がございますが、その解消だけではなく参入後の販路開拓、また販路を見据えた機器開発が必要なところもあるかと思います。

そういったことから、県ではそういった医療機器産業参入を加速するために、医療機器電源開発補助ということで、新たな医療福祉機器とかロボット開発に要する経費を助成したり、また開発した福祉機器、医療機器につきましては、医療現場への導入をするために補助したり、新たな医療機器分野の参入に当たってのいろいろな課題を解決するために、コーディネーターというものがおまして、そのコーディネーターによる参入を希望する企業へのスポット支援、そういったことをやりながら、地場企業が福祉機器産業に参入できるように支援しているところでございます。

以上でございます。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

**久原委員** 私、商工労働企業委員会に入っているも言うことなんですけど、概要書の12ページ、小規模事業支援事業費というのがありますね、12億1,200万円。これは商工会とか商工会議所が経営指導に当たっている、そういう人たちの人件費を中心にして払うのが目的になっちゃるわけです。今、もうだいぶよくなったんではと思うんですけど、商工会、商工会議所に入るべき事業所が今どれくらいあって、入っているのは何%なのか、そういうふうなところというのはやっぱりよく指導していかと、例えば40%とか30%しか商工会、商工会議所に入ってねえところは、それに対して、そういう指導はどうしていくんかということも含めてあるので、やっぱりそこに結集させるようどうやっていくかということについては、どういうふうを考えちよるかな。

**武藤商工労働企画課長** 現在の商工会、商工会議所の会員の加入状況をまずお知らせいたします。

商工会は県内企業ですが、昨年の数値ですけれども、全部で1万2,334事業所がございまして、このうちの64%に当たります7,151事業所が会に入っております。他方、会議所につきましては、全事業所3万7,027事業所のうちの47%の1万7,050事業所が会員になっております。この会員をふやすということにつきましては、各商工会、商工会議所が個別に、新規立地、新規開設等のときに、県の条例もございま



すので、それを持ちながら会員に勧めているというところでございます。

**久原委員** だから、会議所の場合が47%やろう。だから、全体を合わせてだわな。まだ低いところがあるわな。だから、そういうところに指導員が入っちゃうのやから、その人たちがどうやって会議所とか商工会に入らせるかというような運動を強力に進めていかんと、これだけお金使うてからしよんのやからな、やっぱり入ってねえところに対する支援、そうすることによってどれだけ魅力があるかということがわかってくるんやから、そこらをどげんしていくということに重点を置いてやっていかんと、なかなか伸びないよ。

**武藤商工労働企画課長** 小規模企業への支援に対する法律の改正がありまして、昨年からは各商工会、商工会議所が小規模企業に対する支援をもっと搬送的に、要は企業と一緒にしっかり作り合いながら、例えば、企業の経営革新の認定を受けました、認定を受けたまでが目的ではなくて、その認定を受けて、その後実際に実行する、事業を進めていくところまで搬送的に経営指導員と一緒に入って事業をやろうというところでございます。県内は3つの商工会議所が認定を受けておりまして、ほかの商工会、商工会議所も今認定に向けて進めているところですが、こういうものをしっかり進めていくことによって、各事業者がやはり商工会、商工会議所が必要だなというように、しっかり意識させることが重要だと思っております。そういう意味において、この経営指導員等に対する研修、そういうものも昨日も行ったところですが、そういうものも県として積極的に進めていきたいと考えております。

**久原委員** 私も臼杵の商工会議所なんかにもいつも出るんやけど、例えばこの春は、臼杵市では新しく企業が新入社員を雇用したと、そしたら、商工会議所が会社の新入社員の皆さんを全部集めて、そこで新入社員の心得だとか、いろんなことについて話をしたりとか、1泊2日ぐらいの日程でやるわけ。

あるいは、秋には10年勤続表彰だとか、20年勤続表彰だとかいうのを、必ず毎年やっていくわけ。そうすることによって、それぞれのところも意欲的にもなるしね。

この前、私聞いたんだけど、3年たったら離職するという離職率を見たら、39.7%が高校生で、39.8%が大学生だとかいうような話を聞いたけど、つまり、3年間の間に、10人のうちの4人がやめよるのよ。そういう状況になっている。だからね、そこをきちっとして、継続して雇用できるような、そんな指導も一緒にやってしとかんとだめになるよ。どんどんふえるよ。これはもう意見で。

**元吉委員長** 要望でいいですか。

**久原委員** うん。

**元吉委員長** それでは、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございせんか。

**田中委員** 各分野の経営者とか企業人と話すと、社員を募集しても人が来んと、それが物すごく深刻さを増しているんだなと実感していますけど、ここに産業人材の確保ということで重点事業の中に入れてもらっているんですけど、実際面、造船関係でも外国人労働者を入れなきゃならんような事態になっておるし、この福祉分野もそうなんでしょうけど、各分野の人材確保の深刻さというのは、非常に今、地方は特に生産年齢人口の

減少というのが深刻そのものでありますので、しっかりと取り組んでいただきたいんですけど、特に、そこにあるキャリア教育ですね、特に高等学校の再編で、総合学科という方式を県は高校生の段階で取り入れてきたのだけど、そのコースたるものは全然地域の産業構造に結びついていないんですよ。だから、例えば佐伯の場合は造船コースとか、これは佐伯の商工会議所なんかも造船学科をつくってほしいという要望をもう十数年来やっとならけど、全然地場の、地元の総合学科の中にはそういうものがないと。だから、言葉としては非常にキャリア教育なんて美しい言葉をつくっているんだけど、実際面、非常に進んでいないと。これが実態じゃないかと思うんですよ。

だから、こういう産業人材、特に生産年齢人口の減少という、こういうところをやっぱりこれからやっていかないと、企業はあれども人が来ない。そうすると、今度、生産できなければ廃業と。一方では、企業誘致、企業誘致とって非常にその華やかな部分は言うけれども、既存企業が衰退していく状況というのは、やっぱり甘んじて、不備にしておくわけにはいかないというような状況が今あると思うんですよ。そういう面で、しっかりとこれは取り組んでほしいと思っておりませんが、その辺については部長はどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

**西山商工労働部長** 県南、特に佐伯の場合は造船業が非常に盛んであり、中心的なものづくり産業になっておりますけれども、佐伯の高等技術専門校がありまして、あそこは機械ということで、造船、溶接も含めてあるんですけれども、最近、非常に苦勞しているのが、入校生、訓練生を集めるということで、定員になかなか満たないのが何年も続いています。それは、第1の理由は、もう訓練校に行く前に、そのつもりがあるならすぐ就職してくれということで、まず就職、人手不足ですから、訓練校に行った人を雇うというよりは、いる人、早く自分の会社に来てほしいということで、訓練校に来る前に大体就職できちゃっているという実態があります。ただ、それでも人が足りないということがあります。

ミスマッチングというか、構造的に今、景気がいいからだけというよりは、今後はもう10年、20年を見ると、明らかに景気と無関係に構造的に人が減っているの、そこを掘り起こしていかないといけないというのは佐伯に限らずであると思います。まずマクロで言うと、女性のM字カーブをできるだけ下げる――下げるといって、M字カーブが極端にならないように女性にも活躍してもらおうし、ご高齢者というか、シニアで元気な人にも働いていただくということをやって、全体の生産年齢人口が減っていく中で、今まで潜在的だった人を浮かび上がらせて数を減らさないということと、U I Jターンをやるということです。

他方で、今おっしゃられたような、特定の地域や特定の産業なんですけど、それがどうしても今まで3Kというふうに見られて忌避されて、ほかの産業に行ってしまう、重要産業なのに人が集まらないといったところについては、まず、企業のサイドのPRも我々は支援をしていきたいというふうに思っています。

そういう意味で、ものづくり産業も皆さんのイメージとは違って、しっかり稼いで、自分の人生を豊かにできるような産業なんだということ、もっと学生だとか若い人に知ってもらえるように、企業PRを応援することも、我々も応援していきたいというふ

うに思っています。何よりやはり企業自身に人を雇う努力というのはやらないといけないんじゃないかというふうに思っています。それは、職場のいろんな改善ですね、賃金だとか、そういう処遇面だけではなくて、女性でも働きやすいように、更衣室、トイレを整備したところはやっぱり人気があるし、オフィスがきれいになると女性がたくさん、優秀な子が集まってくれるだとかいうのがありますので、政策的な対応方針もそうですけど、他方で普及啓発をして、企業サイドも優秀な人材が集められるように努力をしないと、もう集まらない時代になっているところを十分啓発していくというのも我々の役目だろうというふうに思っています。

以上です。

**田中委員** 佐伯の先見性のある経営者たちは、もうフィリピンに行ったりとか、ベトナムに行ったりとかしながら、現地人の学生を日本に招き入れて、そこで日本のそういう職業訓練学校みたいなものをつくって、そこで雇用の場をつくっていかなきゃだめだという認識を持っていますよね。特に若い外国人というのは、日本に対する魅力も持っているし、ましてや日本で働けるということの期待感というのは非常に大きいみたいですね、いろいろ話を聞くと。だから、やっぱりそういう、ただ出生率の向上を願いながらというのだと、これは何十年スパンの中でそんな期待感が、即戦力としてやれるかというのはできないわけで、だから、もっともっと前向きな、攻撃的なですね、外国に対してもアタックしていくような政策を、やっぱりどんどん県自体が支援してもらいたいと思っています。今後、我々地元の水産業、農業、あるいはまた造船、鉄鋼、海運業も含めて、いろんな福祉人材も含めて、しっかりと対応しなきゃならん深刻な状況が地域にそれぞれあると思いますので、しっかりとそういう面での支援をお願いしておきたいと思います。

以上です。

**元吉委員長** ほかに。

**原田委員** 先日、ハローワークでこれから、いわゆるブラック企業と呼ばれるような求人は受け付けられないんだという、若者雇用促進法を大分労働局に聞きに行ったんですけど、やっぱり子供たち、特に高校生なんていうのは、そういうことはきちんと教えなきゃいけないなというふうには思っているんですけど、さっき、雇用労働政策課参事の小池さん、前職は教頭先生と言われたので、ちょっとびっくりしたんですけど、そういった意味で、高校教育とのタイアップのことを考えて、そういったような方、教頭先生を入れているんでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

**西山商工労働部長** まさに今、担当は、UIJターンだとか若年者の雇用促進ということを任務として来ていただいておりますけれども、人材交流という形で教育方とやって、学校現場をよく知っている方に我々来ていただいて、まさにそういう面で活躍していただいているところであります。歴代来ていただいておりますけど、我々では気づかないところをいろいろ拾っていただいております。それに、まさにことしから始める学生登録制度だとかも、前任の方が学校現場に出向いて行って、こういうことを産業政策としてあるけれども、これは教育現場でも協力してほしいと。それは、学生がたくさん戻ってくれば将来的にも人口が減らずに学校運営がちゃんと維持できるということとも関連

もありますし、お互いに県政を発展させる上でいいだろうということで人事をさせていただいているということでもあります。

**原田委員** 大事なことだと思います。

**元吉委員長** いいですか。

**原田委員** はい。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 委員外議員の皆さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** それでは、意見もないようですが、ちょっと1つ最後にお聞きしたいんですけど、竹工芸、もちろん大分県の伝統工芸ですけれども、この前、愛媛県の内子町にちょっと視察があって行ったんですけど、そこに竹工芸のお店がございまして、注文したら2年は待ってもらわないとというぐらい物すごい注文が来ているんですけど、つくる製品そのものが、日ごろ使えるようなやつだとか奇抜なやつで、竹工芸って普通、例えばつぼみみたいなのをつくったりとか、要するに竹を使ってきれいな製品で仕上げるんですけど、大分県にいる工芸家の中で、2年も3年も待たんとでき上がれませんかと言われるぐらい注文がとれている人たちがおるのかなというのがわかれば教えてもらえないかな。

**武藤商工労働企画課長** 竹工芸の、伝統的工芸品ですけれども、その中で日ごろ使い込む、昔からあるざるとかかごとかいうものをつくられている作家、工芸家があります。一方で、アメリカとかヨーロッパのコレクターが収集に来られるという作家、芸術的な、美術品的なものをつくられている方がいらっしゃいます。それぞれによって違うんですけども、美術品、工芸品になりますと、1つ1つ作るのに1カ月、半年かかるとかいう分があります。そういうものは、例えばですけれども、100万円なり300万円なりという高額なものがあります。

一方で、毎日使い込む、例えばミカンを載せるかごとかにつきましては、1つ当たり3千円とか1万円とかいうことになります。それについては、1つ当たりつくるのに何日という形で量産ができますけれども、やはり技術が上に行って、それですと、東京のそういうものを扱うショップがあります。今、特に若い人たちにそういうものが人気が出てきたというふうに聞いておりますが、そういうことになりますと、やはり人気が出れば出るほどたくさん注文が入りますので、待っていただく時間も多いと。ですから、若手の方々はそういうものを繰り返しながら、自分の製品を買い付けに来る方をいかに集めてくるか、または大分で買う方いかに提供するかによって、それぞれのジャンルといえますか、つくるものによってお待ちになる時間とかがあります。

別府の駅の裏のほうに、流川からちょっと入ったところに、これ個人店でございましてけれども、わかりやすく言うと、「B a m b o o b a m b o o」という、竹とか工芸を扱っている、販売しているお店があります。そこについてもだんだんとお客さんがついてきたというお話を先日伺いまして、そうなってくると、またファンがふえて、待つても買いたいというお客さんが来ると、また値段も若干いい値段で売れてくるんでは

ないかなと思っております。

済みません、内子町に私まだ行ったことございませんけど……

**元吉委員長** いや、聞きたいのは、現実的に例えばこういうのを注文したいと言ったら、2年待ってくださいよというような、竹販売の——竹販売というか、竹工芸者というのは大分県に何人ぐらいおるのかなというところを聞きたいんですが。

というのは、私たちが知っている伝統工芸の、大分県の自慢の竹工芸とちょっと視点が違って、バッグだとかいうんでも、普通、竹だけでつくるんですけど、革を使って——本人も言っていました、これは本当はタブーなんではなかろうかというような話をしていましたけど、ただ、外国人は、ふたがきちんとできないものは使わないということで、そういうのをを使って何か外国からでも物すごい注文が来るらしいんですよ。いろんなつくっているのを見たら、非常にアイデアに富んだ作品が多かったような気がしているので、実際にここでいろんな訓練、金かけてやって、ずっとやっておりますし、また伝統工芸ですけれども、大分県の中にそういう工芸家の人たちが、生活もゆっくりできて、収入もコンスタントに上がってというような人たちがどのくらいおるのかなというのがわかれば聞きたいなと思ったんですけど。

**武藤商工労働企画課長** 済みません、数は正確には把握はしておりませんが、先ほど申し上げましたように、お客さんにお待ちいただくという作家については、特に50歳以上、60歳以上の熟練の方々を中心に相当数、十数名とか20名いらっしゃると思います。

一方で、昨年度まで3カ年、森林環境税を使わせていただきまして、アメリカのコレクター、アメリカの生活者が好む竹製品というものを、自分たちで勝手につくるのではなくて、専門家のデザイナー等を入れましてつくっております。竹で女性のジュエリー、飾り物をつくるとか、テーブルの上に置くセンターピースというものをつくるとか、新しいところで、特にそこは若い作家を中心として、そういうチャレンジをしております。そういう若手作家が今後しっかり伸びてくれば、委員長おっしゃるような、今後付加価値のあるものがどんどんできてくると思います。

**元吉委員長** わかりました。ほかにございませんね。

**吉富委員外議員** 委員長、済みません、ちょっと今の関連でいいですか。

今、武藤課長のほうから話があった部分ですけれども、海外の、要するにティファニーとか、そういうところが高級竹でバッグをつくっているのがあったり、大変売れているのがあるんですよ。それはそれでいいんですけど、今、実は別府市で物すごく問題になっているのは、そういう竹ひごをつくるため、竹を割って油抜きをしなければならぬという特別な技術が要るんですけども、それをやる人たちが高齢者になって、跡を継ぐ人が今いなくなって、竹がですね、実際、竹を編むための人はいるんですよ、工芸学校を出たりするからですね。だけど、その使う竹ひごがなくなる可能性があるということで、今、別府市として、市もお金を出して何とか育てなければいけないということをやっているんですけども。

これは要望なんですけれども、県としてもその辺のところを1回調べていただいて、油抜きをしなければならぬという特殊な技術を持った人員を育てるようなところにち

よっと目を向けていただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひそのことをよろしくお願いいたします。

**森山商業・サービス業振興課長** 4月の初めに、竹の感謝祭というのが朝見神社でありまして、そちらのほうに私お邪魔しました。そのときに若手の職人さんに、竹ひごというのは自分でどうしているのと聞いたんですけども、それはまさに専門のところから仕入れていますと。いわゆる伝統工芸士であるとか、そういった方は自分で一からやられていると、そういう話を聞きまして、今、議員がおっしゃったような、ひごをつくる人が減っていると、その辺は私のほうも聞かなかったので、それは一度実態を調べて、どういうやり方があるのか、それをちょっと研究したいと思います。

**元吉委員長** 大事なことだと思いますので、ぜひまたよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質疑もないようでございますので、平成28年度の行政組織及び重点事業等の説明を終わります。

次に執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**後藤雇用労働政策課長** 商工労働部で、今年度策定を予定している第10次大分県職業能力開発計画の策定について、ご説明いたします。

委員会資料の23ページをお開きください。

まず第1の計画の内容ですけれども、この計画は職業能力開発促進法第7条に基づき、本県の職業能力の開発に関する基本となるべき計画を定めるものです。

2の計画の位置づけですけれども、県計画は、国が策定する第10次職業能力開発基本計画に基づき策定することとされており、4月下旬に策定予定の国の計画との整合を図ることとしております。また、右側にございますが、安心・活力・発展プラン2015の部門計画としても位置づけております。

次に3の計画の期間ですが、国の計画に準じて平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としております。

最後に4の今後のスケジュールですけれども、6月に国の計画との整合を図った最終的な計画案を大分県職業能力開発審議会でご審議いただき、第2回定例会の本委員会で、ご説明したいと思っております。その後、パブリックコメントを行い、9月末までに策定・公表を行う予定でございます。

なお、中ほどの2の計画の位置づけの図の右側に記載しておりますとおり、本計画の一部となります県立職業能力開発施設の方向性につきましては、計画本体に先行して27年8月に策定し、この中で定めた竹工芸・訓練支援センター介護サービス科の廃止については、28年3月に実施しております。

以上でございます。

**佐藤経営創造・金融課長** 県制度資金に係る保証承諾実績について、ご報告させていただきたいと思っております。

委員会資料の24ページをお開きください。県制度資金は、中小企業の経営に必要な資金を円滑に供給するため、県が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて低利融資を行う制度であります。

上の表の1番右上にありますとおり、昨年度の新規融資枠は、県内景気が緩やかに持

ち直している中、中小企業の資金需要が高まることが想定されましたことや、一方では、海外経済の動向次第で、県内景気が下振れする不安要素もあったため、中小企業の資金需要に十分対応できるよう、700億円を確保したところであります。

これに対する保証承諾の実績ですが、表の下から2番目の年度計欄をごらんください。27年度の保証承諾実績は、件数で3,596件、金額では約328億円であり、前年度と比較しますと、件数で104.2%、金額では111%となっています。

前年度より増加した要因につきましては、平成20年9月のリーマンショック後に多くの企業が借入れを行いましたけれども、一定の年数が経過し、返済が進んでおり、手元運転資金の確保のため、再び当初の金額まで借りかえを受ける、いわゆる折り返し融資の時期を迎えていることがあげられています。

県内景気は、持ち直しの動きに足踏み感がみられるものの、先行きは、引き続き緩やかに回復していくことが期待されています。一方で、海外経済の動向などによっては下振れする不安要素もあり、中小企業の資金繰り支援には、引き続き万全を期す必要があると考えています。

以上でございます。

**元吉委員長** ありがとうございます。ただいま、執行部から報告がありました。質疑等はございますか。

**原田委員** 済みません、ちょっと1点だけ。県制度資金、前から聞いたんですけど、いわゆる銀行の融資との根本的な違いというのをちょっと教えていただければと思うんですけど。

**佐藤経営創造・金融課長** 基本的には、銀行についてはある程度、当然業績のいいところとか、もともと銀行自体も当然企業に対してお金を貸すということによって、企業の発展を支えていくということで、貸し付けをプロパー資金という形でやっております。ただ、中には業績等、余りよくないとか、資産が余りないとかいう場合、また信用度がちょっと薄いとか、金融機関がプロパー資金を直接融資をできないところとかもあります。

そういった面で、制度資金についてはそういった中小・零細企業についても、企業活動をきちんと行えるように、保証はつけますけれども、低利な形で融資ができるような形ということで、県の制度資金という形の融資制度を県として持っておるところであります。

**原田委員** 何を言いたいかというと、やっぱり、言い方は悪いんですけど、銀行でなかなか借りれないけど、これなら受けられるという方、救いの手を差し伸べられるわけですけど、ある意味、県としてはリスクも抱えちゃうということもあるわけですね。その辺でそういった判断、とても難しいだろうなというふうに思いますから、何と言っていいかわかんないですけど、頑張ってくださいなということなんですけど、以上です。

**元吉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、ないようでございますので、で諸般の報告を終わります。

元吉委員長 何かありませんか。

〔なしと言う者あり〕

元吉委員長 別のないようですので、これをもちまして、商工労働部関係を終わります。  
執行部の皆さん、ご苦労さまでございました。

〔商工労働部退室〕

元吉委員長 続いて協議事項に入ります。

まず、県内所管事務調査についてですが、事務局に説明をお願いします。

〔事務局説明〕

元吉委員長 以上、事務局に説明させましたが、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、この案で決定いたします。

欠席や別行動となる場合は、その都度、早めに事務局に連絡してください。また今後、調整が必要な場合は、私にご一任いただきたいと思います。

次に、県外所管事務調査の日程等についてご協議願いたいと思います。まず、お手元に配付の検討資料について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

元吉委員長 いま説明がございましたが、みなさん日程についてご協議願います。

〔協議〕

元吉委員長 8月1日月曜日から3日でどうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、日程は④でいいですね。それでは、県外所管事務調査につきましては、8月1日から3日間の日程で実施することとし、ただ今ご検討いただきました趣旨に沿いまして事務局に実施案を作成させます。

元吉委員長 なお、細部については、私と副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 最終的には第2回定例会の常任委員会で行程を決定したいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは全て終わりました。これをもって委員会を終わります。